

契 約 書 (案)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 契約担当役 末岡 隆則 (以下「甲」という) と (以下「乙」という) とは、平成31年度荷物および特定信書の集荷配達業務一式 (再調達) (以下「業務」という) について下記条項により請負契約を締結する。

記

- 1 件 名 平成31年度荷物および特定信書の集荷配達業務一式 (再調達)
- 2 品名、規格、及び金額等 荷物運賃表及び特定信書運賃表並びに仕様書によるものとする。

ただし、物品を甲の指定する場所に納入するまでに要する費用は契約金額中に含むものとする。

消費税額および地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額より算出された額 (円未満端数切り捨て) に100分の8を乗じて得た額 (円未満端数切り捨て) である。

なお、本契約の締結後に、消費税法等の改正により消費税および地方消費税の税率が変動した場合、変動後の税率の適用日以降に実施した業務にかかる消費税額および地方消費税額は、変動後の税率により計算した額とする。

- 3 契約保証金 免除する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲および乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、別添仕様書に基づき、業務を行い、甲は乙にその対価を払うものとする。

(契約期間及び場所)

第3条 この契約の契約期間及び場所は次のとおりとする。

期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日

場所 独立行政法人医薬品医療機器総合機構が指定する場所

(危険負担及び納期の無償延期)

第4条 天災その他不可抗力又は乙の責に帰しえない事由により納入に支障が発生した場合であっても、乙の負担により納入しなければならない。

- 2 乙は、甲から受領した物品を検査し、引き渡し完了するまでに生じる危険に対して、善良な管理をしなければならない。
- 3 天災地変、その他正当な事由による場合の外、前項の義務を怠ったためと生じた損害は、乙が負担するものとする。
- 4 天災地変、その他乙の責に帰しがたい事由によって、履行期限内に配達ができないときは、乙は遅滞なくその事由を明らかにした書面により、納期の延期を請求することができる。
- 5 この場合、甲はその請求が正当であると認めたときは、第11条の遅滞料を免除して延期を認めることができる。

(納期の有償延期)

第5条 乙が第4条以外の事由によって、履行期限内に配達ができないときは、乙は遅滞なくその事由を明らかにした書面により、納期の延期を請求することができる。

- 2 この場合、甲は特に事情やむを得ないと認めたときに限り、第11条の遅滞料を徴収して延期を認めることができる。

(監督)

第6条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第7条 甲は、乙の業務にかかる契約履行状況について、発送時の出荷伝票の控えにより、発送の事実を確認する。

- 2 第8条において乙が作成した請求書と出荷伝票の控えにて10日以内に検査を行うものとする。

(契約金額の請求)

第8条 乙は、毎月末に荷物運賃表及び特定信書運賃表に基づき発生した額により支払請求書を作成する。

(契約金額の支払)

第9条 甲は、第7条第2項の検査において、前条の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたと認められたときは、検査終了後から30日以内に支払わなければならない。

(遅延利息)

第10条 甲は、自己の責に帰すべき事由により、前条の期間内に対価を支払わないときは、支払金額に対して年2.7パーセントの割合で計算した金額を遅滞利息として乙に支払うものとする。

(遅滞料)

第11条 遅滞料は、その納期の翌日から起算して履行した日までの日数について、1日につき遅延になった部分に相当する対価に対し年2.7パーセントの割合で計算した額とする。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資制度に基づき融資を受けるにあたり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対し債権を譲渡する場合は、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることになったときは、速やかにその旨を書面により甲に届出なければならない。

(契約の全部の委任等の禁止)

第13条 乙は、本契約の全部若しくは主要部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、本契約の一部を第三者に委任する場合には、甲に次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 委任する相手方の商号又は名称及び住所
- (2) 委任する相手方の業務の範囲
- (3) 委任を行う合理的理由
- (4) 委任する相手方が、委託される業務を履行する能力
- (5) 委任に要する費用
- (6) その他必要と認められる事項

3 乙は、本業務の一部を第三者に委託する場合、当該再委託先に対し、本契約に基づき乙が甲に対して負担するものと同一の義務を負わせるものとし、当該再委託先に関する全ての責任を追うものとする。

(秘密の保持)

第14条 乙は、この契約によって知り得た内容を本契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、いつでも自己の都合により、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次に掲げる事項の一に該当するときは、この契約を直ちに解除することが

できる。この場合、甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として乙から徴収することができる。

- (1) 支払い停止又は支払い不能となったとき。
- (2) 手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- (3) 差押え、仮差押え若しくは仮処分があったとき又は競売の申立があったとき。
- (4) 破産、会社更生又は民事再生の手続開始申立があったとき。
- (5) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
- (6) 前各号のほか、乙が本業務を遂行する見込みがないと認められるとき。ただし、乙の責に帰する事由がない場合は、その限りではない。
- (7) 乙がこの契約の解除を請求したとき。
- (8) 本契約に関し、乙若しくはその代理人又は使用人等が甲の職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があったとき。
- (9) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約条項に違反し、当該違反に関する書面による催告を受領した後14日以内にこれを是正しないとき。ただし、重大な違反の場合には、甲は催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。

3 前項の規定は、甲が乙に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

(損害賠償)

第16条 甲は、前条第2項の規定による契約の解除により損害を受けたときは、乙に対してその損害の賠償を請求することができる。

2 乙は、前条第1項の規定による契約の解除のため損害を生じたときは、甲の意思表示があった日より10日以内に、甲に損害賠償を請求することができる。この場合、甲は、乙との協議の上、双方が合意した損害額を、乙に対して支払うものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第17条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出し

なければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第18条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第19条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(監査)

第20条 甲は、本件業務の履行状況につき、定期的又は随時監査を行うことができるものとし、乙はこれに協力し必要な情報を提供することとする。ただし、調査費用は甲の負担とし、調査の対象事項及び方法の詳細については、甲乙が別途協議の上定めるものとする。

(瑕疵担保)

第21条 甲は、引き渡し後1年以内に瑕疵を発見したときは、直ちに乙に期限を限定してその瑕疵を補修させ、又は損害賠償金として甲乙協議の上、決定して金額を請求することができる。

(暴力団等反社会的勢力の排除)

第22条 乙は、甲に対し、本件契約時において、乙（乙が法人の場合は、代表者、役員

又は実質的に経営を支配する者。)が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という。)に該当しないことを確約する。

- 2 乙は、甲が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

(暴力団等反社会的勢力の排除による解除等)

第23条 甲は、乙が暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本件契約を解除することができる。

- 2 甲が、前項の規定により、個別契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

- 3 第1項の規定により甲が本契約を解除した場合には、乙は甲に対し違約金を払う。

(紛争等の解決方法)

第24条 この契約条項又はこの契約の定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

(裁判管轄)

第25条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
独立行政法人医薬品医療機器総合機構
契約担当役 末岡 隆則

乙

【荷物運賃表】

地域	区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	地域名		北海道	東北	信越	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄
	都道府県		北海道	青森県 秋田県 岩手県 宮城県 山形県 福島県	長野県 新潟県	東京都 神奈川県 千葉県 埼玉県 茨城県 群馬県 栃木県 山梨県	静岡県 愛知県 岐阜県 三重県	富山県 石川県 福井県	京都府 滋賀県 奈良県 大阪府 兵庫県 和歌山県	岡山県 広島県 山口県 鳥取県 島根県	徳島県 香川県 高知県 愛媛県	福岡県 佐賀県 大分県 長崎県 熊本県 宮崎県 鹿児島県	沖縄県
区分	重量		単価額	単価額	単価額	単価額	単価額	単価額	単価額	単価額	単価額	単価額	単価額
(1)	60cmまで	2kgまで											
(2)	80cmまで	5kgまで											
(3)	100cmまで	10kgまで											
(4)	140cmまで	20kgまで											
(5)	160cmまで	30kgまで											

※1 各地域には、離島を含まないこととする。

※2 金額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨て。

※3 各欄の金額は、送料が元払いであるか着払いであるかを問わず、同一となるよう設定すること。

【特定信書運賃表】

地域	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	地域名	北海道	東北	信越	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄
	都道府県	北海道	青森県 秋田県 岩手県 宮城県 山形県 福島県	長野県 新潟県	東京都 神奈川県 千葉県 埼玉県 茨城県 群馬県 栃木県 山梨県	静岡県 愛知県 岐阜県 三重県	富山県 石川県 福井県	京都府 滋賀県 奈良県 大阪府 兵庫県 和歌山県	岡山県 広島県 山口県 鳥取県 島根県	徳島県 香川県 高知県 愛媛県	福岡県 佐賀県 大分県 長崎県 熊本県 宮崎県 鹿児島県	沖縄県
区分	重量	単価額	単価額	単価額	単価額	単価額	単価額	単価額	単価額	単価額	単価額	単価額
(1)	6kgまで											
(2)	10kgまで											
(3)	20kgまで											
(4)	30kgまで											

※1 各地域には、離島を含まないこととする。

※2 金額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨て。

※3 各欄の金額は、送料が元払いであるか着払いであるかを問わず、同一となるよう設定すること。